厚生·産業常任委員会資料1-1 令和5年(2023年)9月13日 商工観光労働部中小企業支援課

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例案要綱に対する 意見・情報の募集について(案)

本県では、平成25年4月に滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例(以下、「条例」という。)を施行し、「厳しい経済や社会の状況の中にあっても、未来に向け果敢に事業活動を展開し、強みや可能性を伸ばしながら様々な課題を乗り越え、地域で生き生きと活躍する中小企業」を目指し、各種施策に取り組んできました。

条例施行後 10 年間における社会情勢や中小企業の課題の変化に対応するため、中小企業活性化施策の総括・検証および今後の取組の展開について滋賀県中小企業活性化審議会に諮問し、令和5年3月に答申をいただきました。

この答申を踏まえ、条例の一部を改正する条例案要綱を作成しましたので、その内容を 公表するとともに、県民のみなさんからのご意見・情報の募集を行います。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、これに対する本県の考え方を整理した上で公表することとしており、個々のご意見・情報には直接回答いたしませんので、あらかじめご了承願います。

1 公表する資料

- (1)滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例案要綱
- (2)滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例新旧対照表
- (3)滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部改正(案) 概要
- (4)滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例施行後10年間の中小企業活性化施策 の総括・検証および今後の取組の展開について(答申)

2 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載するほか、中小企業支援課(県庁東館3階)、県民活動生活課 県民情報室(県庁新館2階)、各合同庁舎行政情報コーナー、県立図書館および県立大学に 資料を備え付けます。

3 ご意見・情報の募集期間

令和5年9月19日(火曜日)~令和5年10月19日(木曜日)まで(必着)

- 4 御意見・情報の提出方法および提出先
 - (1)滋賀県ホームページ内「しがネット受付サービス」からの入力
 - (2)郵送 〒520-8577(住所の記載は不要)滋賀県商工観光労働部中小企業支援課
 - (3)77-528-4871
 - (4)電子メール fb00@pref.shiga.lg.jp
- 5 お問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 活性化推進係電話 077-528-3733(直通)

6 その他

- (1)ご意見・情報を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず、住所、氏名(法人にあたっては、名称および代表者の氏名)、電話番号を明記してください。なお、個人情報については、公表することはありません。
- (2)ご意見・情報は、日本語で提出してください。
- (3)電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご了承ください。
- (4)電子メールで送付される場合は、ファイルの添付は行わず、メール本文に記載してください。